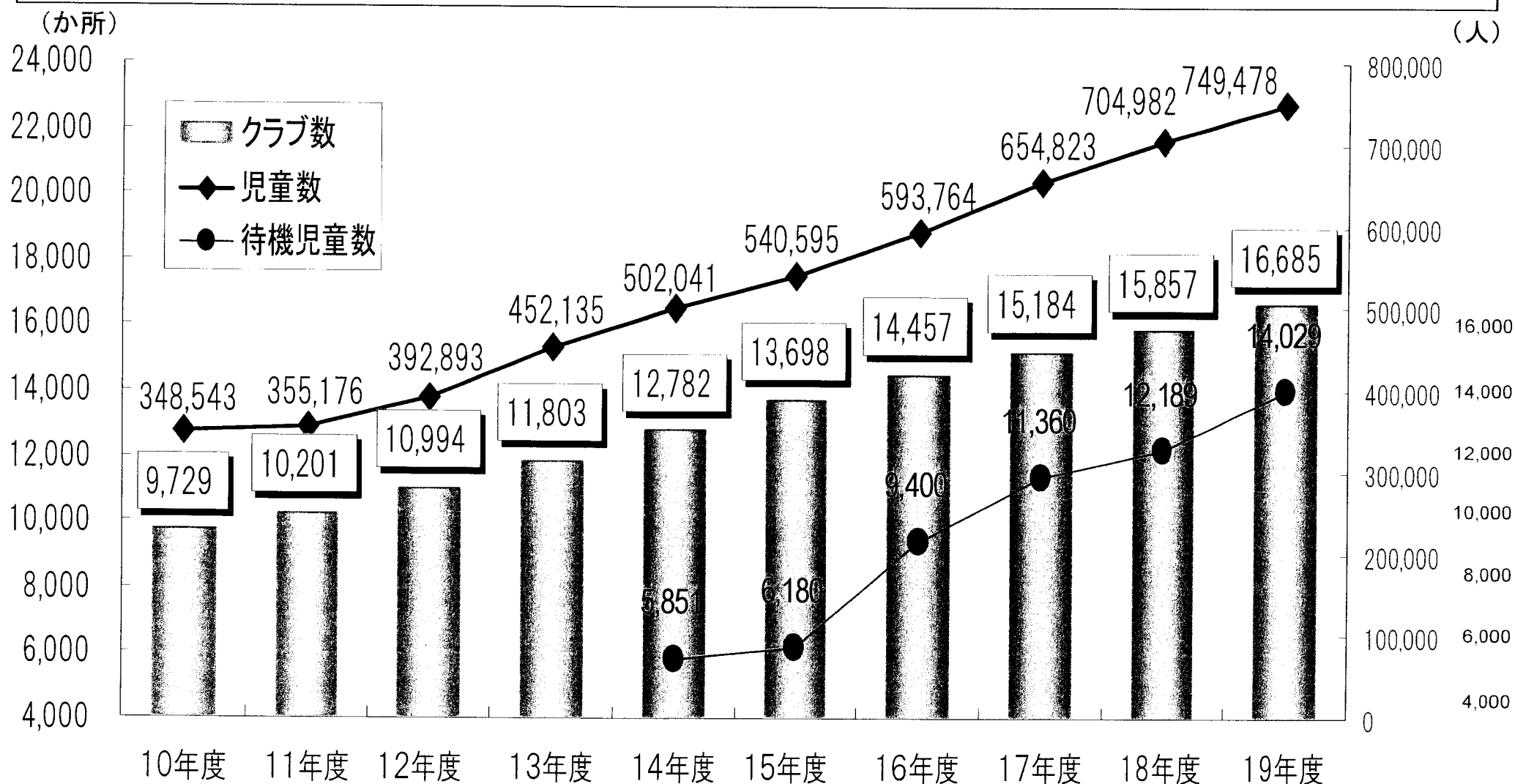


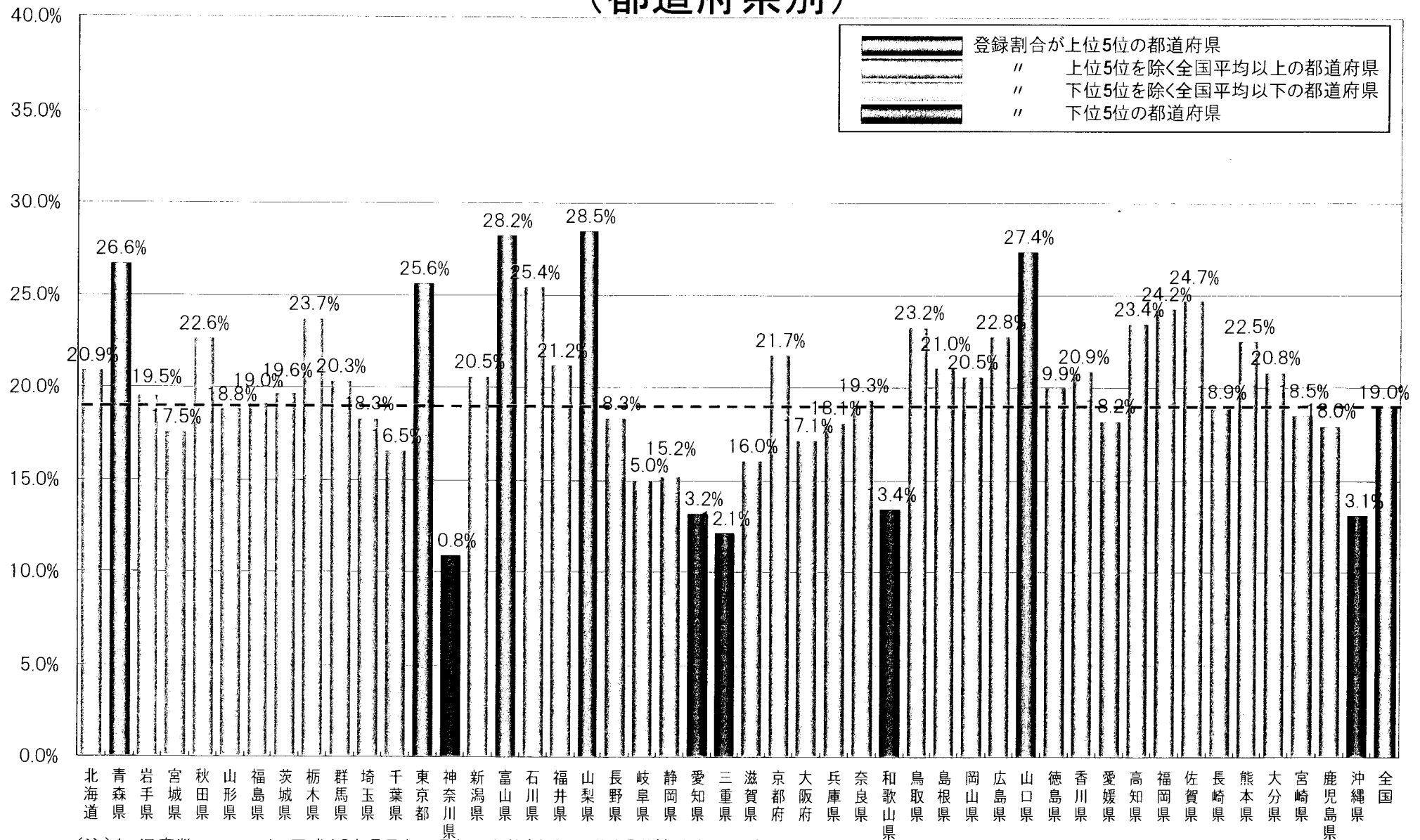
放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成19年では、クラブ数は16,685か所、登録児童数は74万9,478人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約7,000か所、児童数は約40万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）は1万4,029人、平成14年の約2.4倍となっており、年々増加傾向にある。



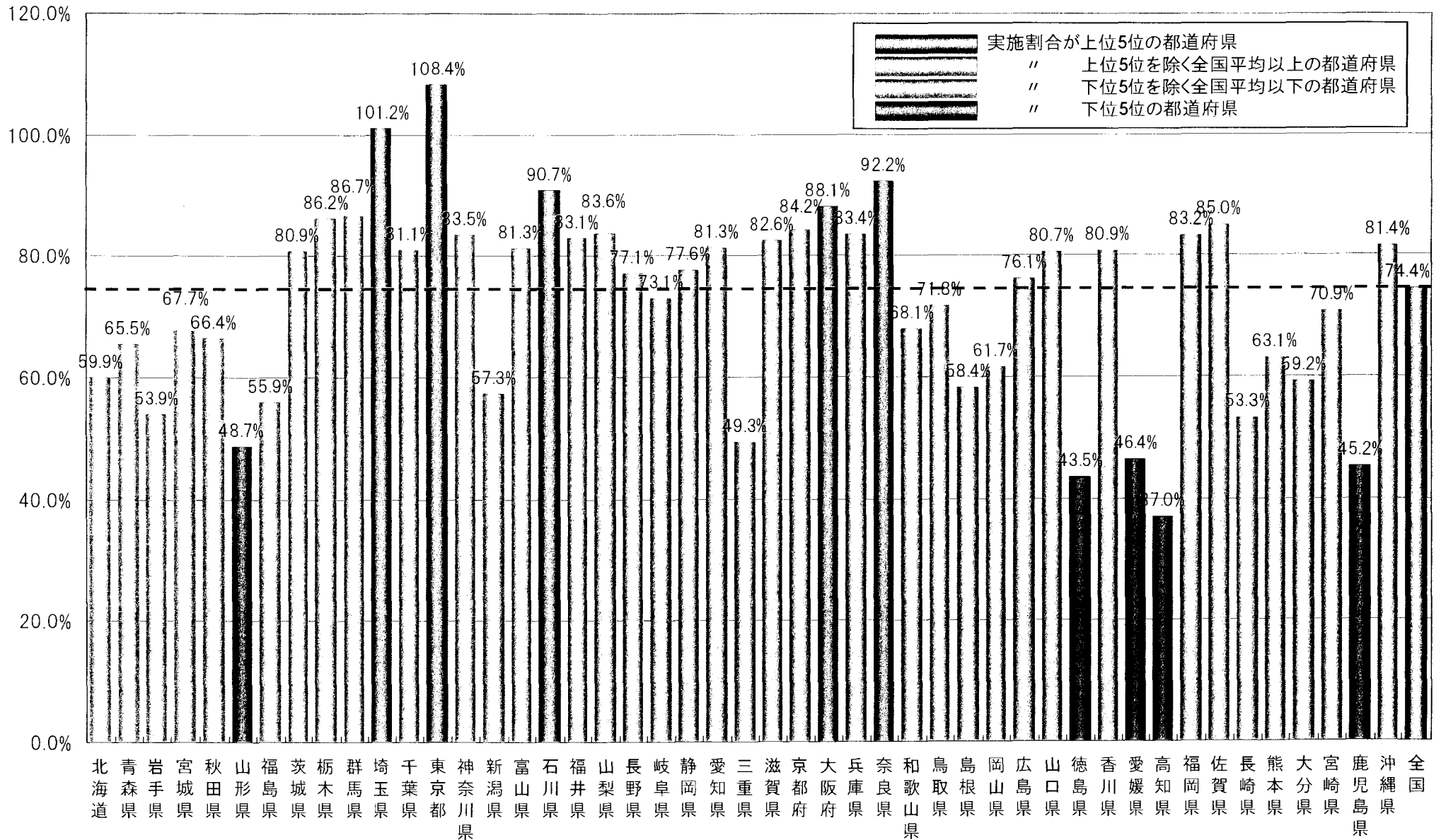
※各年5月1日現在(育成環境課調)

小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合 (都道府県別)



(注) 1. 児童数については、平成19年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査」)。
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成19年5月1日現在の人数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

小学校区における放課後児童クラブ実施率(都道府県別)

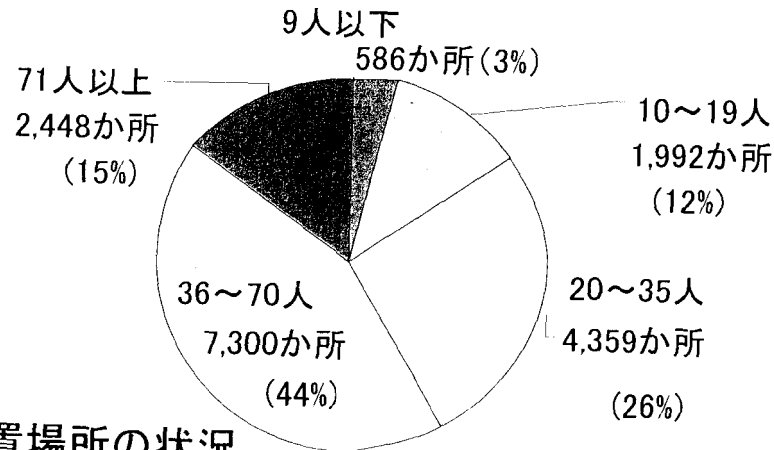


(注)1. 小学校数については、平成19年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成19年5月1日現在調査のか所数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

放課後児童クラブの現状

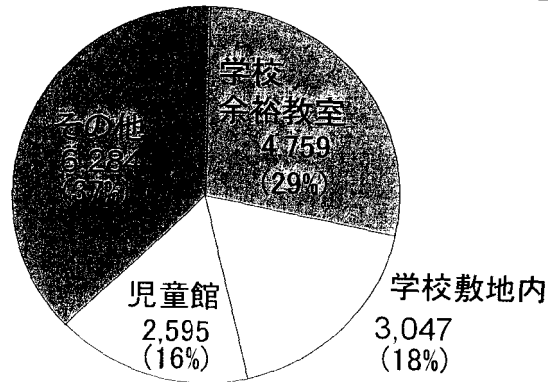
○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、36人～70人までのクラブが全体の約44%を占める。



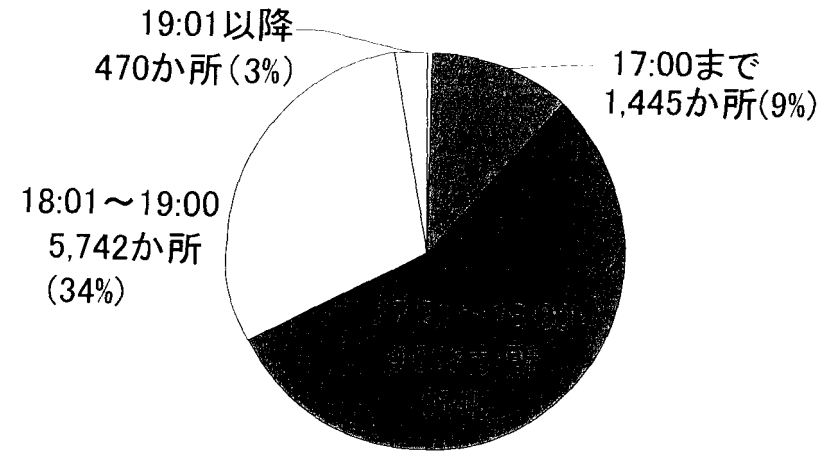
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約18%、児童館が約16%であり、これらで全体の約6割を占める。



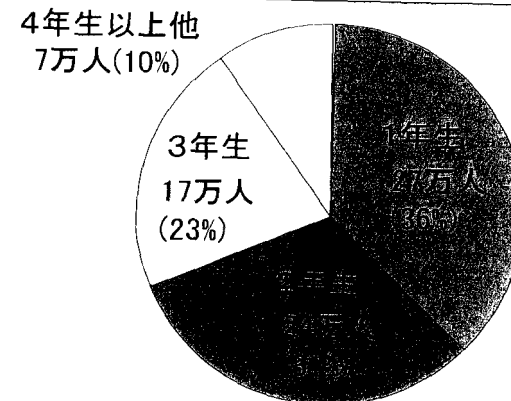
○終了時刻の状況

18時までが全体の約63%、19時までが約34%を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



放課後児童クラブガイドラインについて

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ④ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
 - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携

- ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。

8. 学校との連携

- ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。

9. 関係機関・地域との連携

10. 安全対策

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

12. 事業内容等の向上について

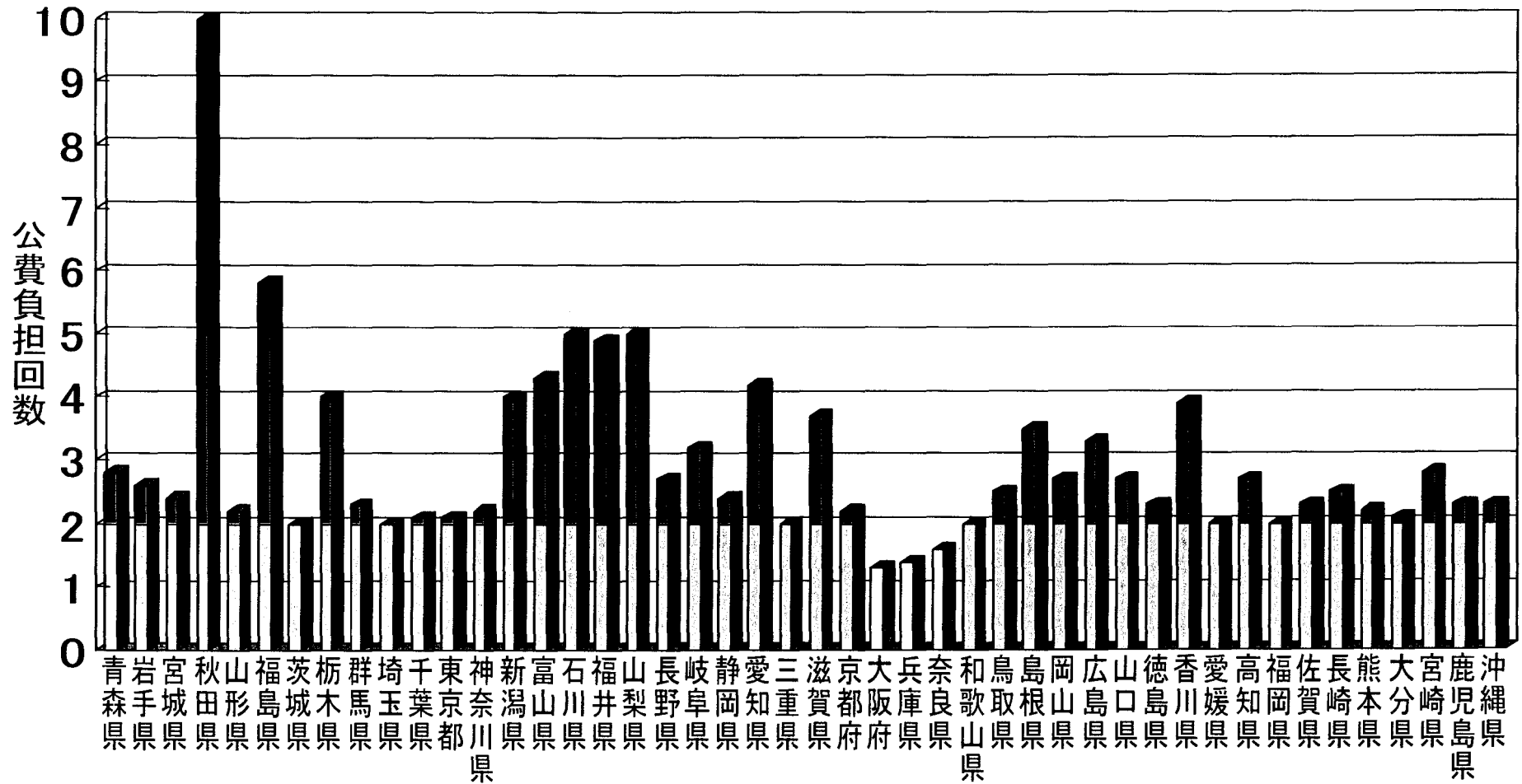
- ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。

13. 利用者への情報提供等

14. 要望・苦情への対応

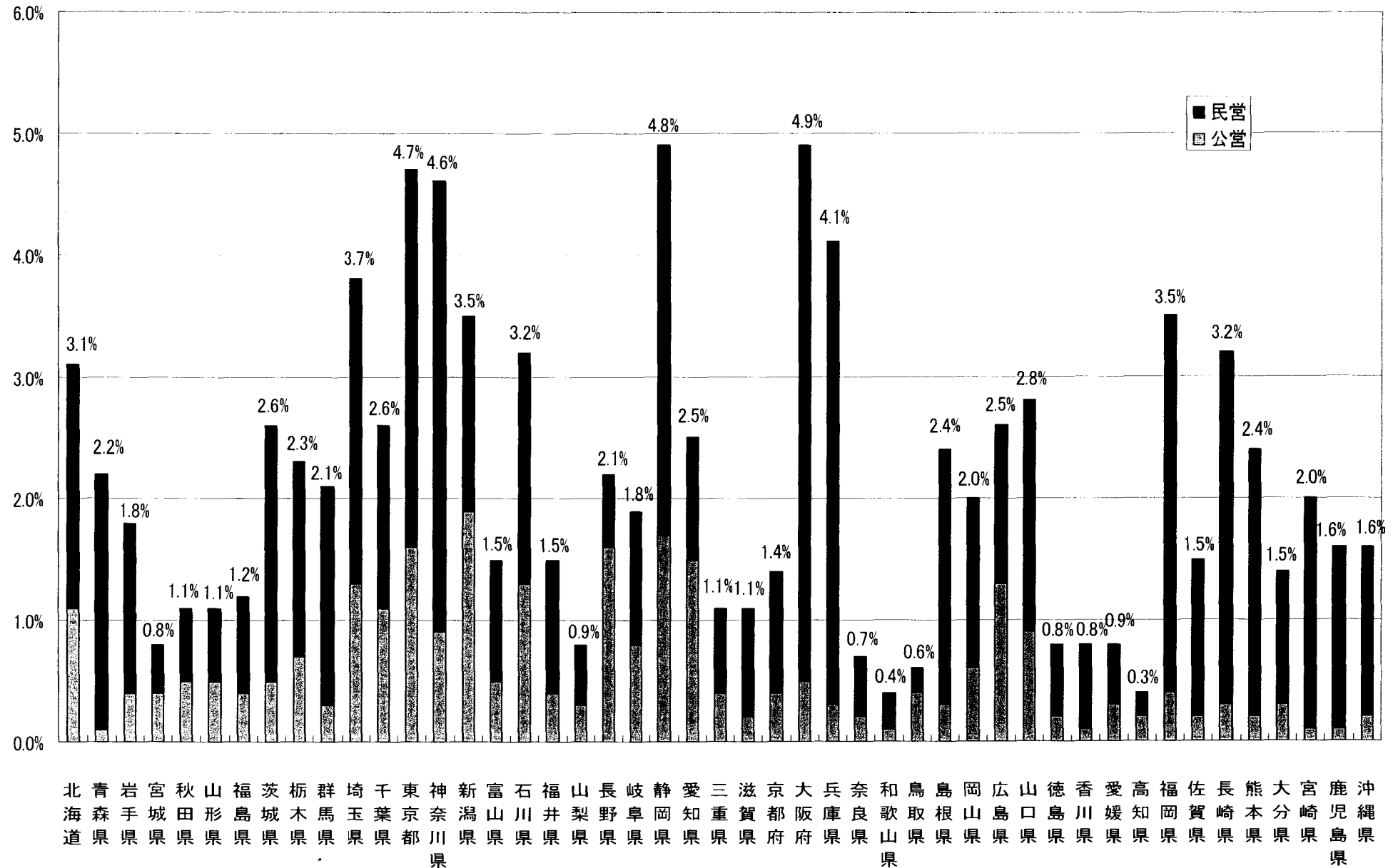
妊婦健診の公費助成の都道府県別実施状況

(平成19年8月現在)



実施割合(%)

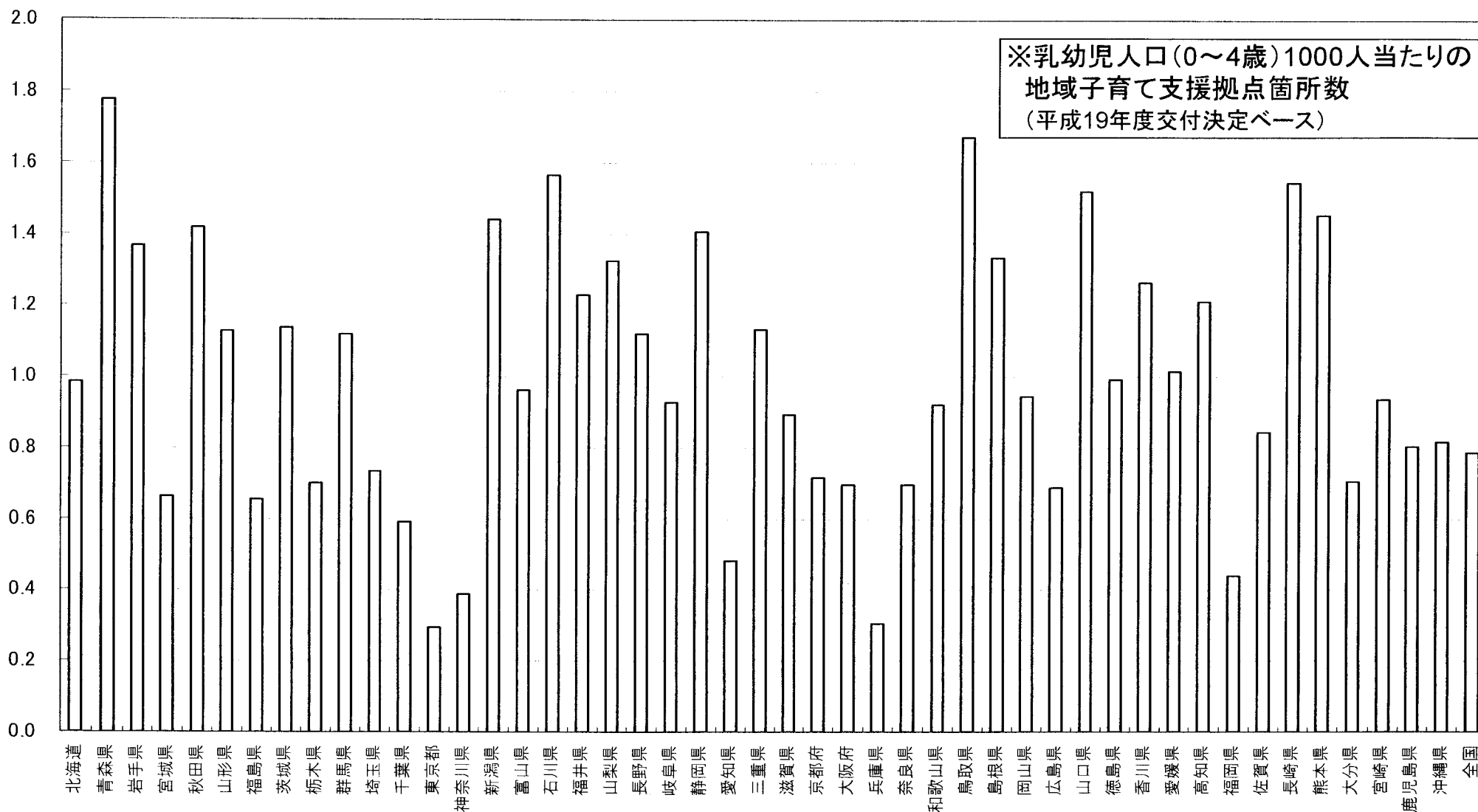
一時保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】



* 1 実施割合は、一時保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の一時保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)

* 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況



※各都道府県の乳幼児人口(0～4歳)については平成17年国政調査による。
 ※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

地域子育て支援拠点事業の運営事例

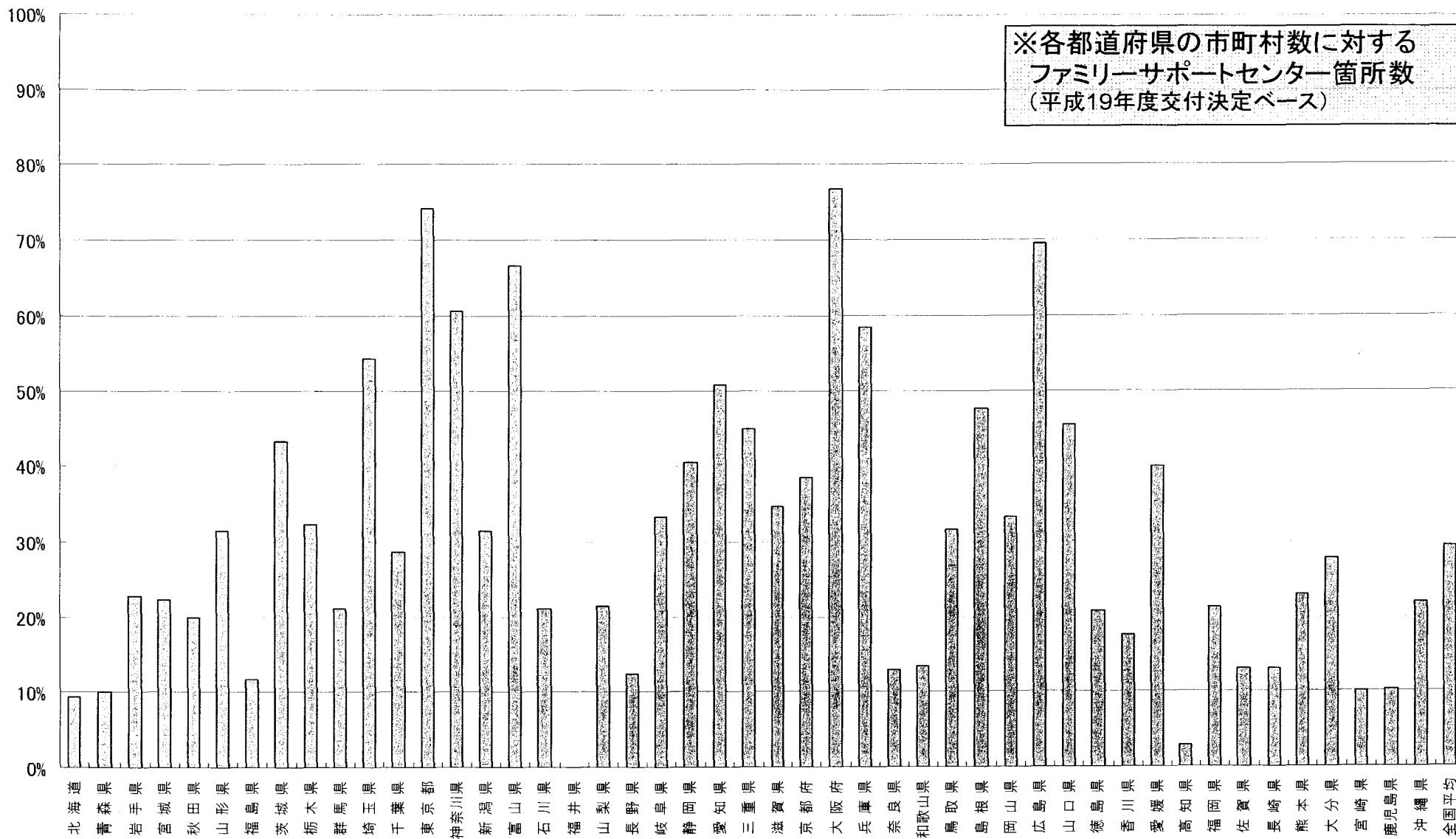
項目	事例1 ＜一時預かり事業も実施＞	事例2 ＜一時預かり事業も実施＞
実施場所	空き店舗を活用（大都市）	複合（空き）ビルの一室を活用（地方都市）
運営形態	運営主体	NPO法人
	委託等の別	委託
	開所日数・時間	週5日・1日当たり6時間
スタッフの状況	常勤	0名
	非常勤	17名
	無償ボランティア等	10名
	一日に平均的に配置されているスタッフ数	2名
一日の平均利用組数	8組	40組
運営費（18年度）	約430万円	約1,800万円
内訳	人件費	73% (1人平均18万円/年;交通費含む)
	賃貸料	15% (大家の配慮により本来の半額)
	事務費等	12%
収入（18年度）	約430万円	約1,800万円
内訳	市町村からの委託費等	42%（180万円）
	登録料・利用料	35%（150万円） (150万円のうち一時預かり分は4%)
	寄付金	19%（80万円） (NPO法人代表者の個人寄付によるもの)
	他事業収入からの充当	4%（20万円）
(参考：国庫補助基準額)	約436万円	約516万円
運営にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ●十分な人件費も払えない状況で、人材が不足している ●20年4月から家賃が満額となり、さらに運営費を圧迫 ●財政基盤が弱く代表者の負担が多い ●一時預かり事業は緊急時の対応のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ●スタッフには実働時間のみ支給、ミーティング・研修部分には支給していない ●ひろば事業は市が後押ししている事業だが、補助金が少なくなれば運営に支障を来す

項目	事例3 ＜学童保育事業も実施＞	事例4 ＜単独のひろば＞
実施場所	空き店舗を活用（大都市）	民間寮の遊休会議室を活用（地方都市）
運営形態	運営主体	NPO法人
	委託等の別	委託
	開所日数・時間	週4日・1日当たり6時間
スタッフの状況	常勤	4名
	非常勤	13名
	無償ボランティア等	0名
	一日に平均的に配置されているスタッフ数	3名
一日の平均利用組数	4, 5組	20組
運営費（18年度）	約530万円	約510万円
内訳	人件費	37% (事務局スタッフ(1名)は月5万円程度、他スタッフは時間給、最高で500円)
	賃貸料	50%
	事務費等	13%
収入（18年度）	約530万円	約510万円
内訳	市町村からの委託費等	68%（360万円）
	登録料・利用料	9%（50万円）
	寄付金	18%（95万円） (寄付品をリサイクル販売し運営費に充当)
	他事業収入からの充当	5%（25万円） (主に学童保育の利用料)
(参考：国庫補助基準額)	約356万円	約436万円
運営にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ●安定した人材確保のためには、「最低賃金」は絶対条件 ●委託費が低すぎるため、事業拡大し収入を上げていく力が必要 ●認知度が低く、周囲の支援につながりにくかったり、利用促進の妨げになっている ●学童は親の要望により実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●家賃が低廉なため、その分人件費に回している ●地方のひろばのため、研修を受けるにも費用がかさむ ●行政の運営する施設にも出向くがそのスタッフとの兼ね合いが難しい

地域子育て支援拠点実施主体による一時預かり事業の運営事例

項 目		事 例 1	事 例 2
実施場所		複合（空き）ビルの一室を活用 （地方都市）	民間の施設を賃貸（地方都市）
運営形態	運営主体	NPO法人	NPO法人
	委託等の別	補助	利用者への補助
	開所日数・時間	週6日・1日当たり7時間	週5日・1日当たり9時間
スタッフの状況	常勤	2名	0名
	非常勤	20名	6名
	無償ボランティア等	0名	0名
	一日に平均的に配置されているスタッフ数	6名	5名
一日の平均利用組数		10.7組	20組
運営費（18年度）		約1,360万円	約1,040万円
内訳	人件費	69%（約940万円） （常勤の平均は月約13万円／ 非常勤の平均は月約3万円；交通費なし）	77%（約800万円） （1人当たり平均月11万円程度）
	賃貸料	なし （賃貸料（光熱水費含む）は 市が賃貸先に直接補助）	16%（約170万円）
	事務費等	31%（約420万円）	7%（約70万円） （光熱水費、研修費、施設整備費など）
収入（18年度）		約1,360万円	約1,040万円
内訳	市町村からの委託費等	76%（約1,040万円）	なし
	利用料	24%（320万円） （1人1時間あたり500円；登録料なし）	98%（約1,020万円） （1人1時間あたり700円※；登録料なし）
	寄付金	なし	なし
	他事業収入からの充当	なし	2%（約20万円） （未就園児の年種保育事業）
（参考：国庫補助）		なし	なし
運営にあたっての課題		<ul style="list-style-type: none"> ●日によって利用者が違うので集団保育に専門性が求められるが、昇級させることが出来ないのが、人材確保に不安がある ●保育の質を保つ研修等の時間については、人件費が伴わない活動になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎日、利用人数・時間が違うためスタッフのコーディネーターが必要。現在、施設長が担っている。 ※利用料については、700円のうち350円が市及び県から補助される（市及び近郊の町に住民票がある子どものみ）。補助額は利用料の約7割となっている。

ファミリー・サポート・センター事業の都道府県別実施状況



※各都道府県の市町村数(特別区含む)に対するファミリー・サポート・センター箇所数をグラフ化したもの。